

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県南魚沼市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、南魚沼市とともに地域社会の健全な発展のため、市民、移住する人や関係人口のために、市内産業の活性化、コミュニティ機能の構築や暮らしの支援など、将来が明るく夢溢れる地域になるようなまちづくりに積極的に取り組むとともに、他団体とも手を携えて協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 移住定住を進めるための企画及び実施
2. 移住定住の推進、関係人口の増大や地域産業の活性化に関する情報収集及び情報発信
3. 市民、移住者、関係人口等の生活を支援するための組織形成や関連事業の企画立案及び実施
4. 市民、移住者、関係人口等の就業、起業・創業を進めるための活動と支援
5. 地域での雇用を創出するための活動と支援
6. 関係機関と連携した中で行う、地域産業活性化
7. 地域コミュニティと協働した市民、移住者、関係人口向け支援事業の企画立案及び実施
8. 学校や医療機関等と連携した市民、移住者、関係人口向け支援事業の企画立案及び実施
9. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
2. 賛助会員 この法人の事業を援助し、又は援助した者で入会を希望した

個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 総正会員が同意したとき。
2. 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失う。

(会員名簿)

第11条 この法人は、正会員の氏名及び名称及び住所を記載した名簿（以下、「会員名簿」という。）を作成する。この名簿をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員名簿とする。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散及び残余財産の処分
5. その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決

議を行わなければならない。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第22条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上
 2. 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人及びその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても

同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 5 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足らないときは、第2項によるものとする。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 2. 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 3. この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第31条 この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定
 2. 理事の職務の執行の監督
 3. 代表理事の選定及び解職
 4. 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 5. 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
1. 重要な財産の処分及び譲受け
 2. 多額の借財

3. 重要な使用人の選任及び解任
4. 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
5. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
6. 第31条の責任の免除

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第39条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第40条 基金の募集、割当て及び払い込み等の手続きについては、理事会が別に定める基

金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第41条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還)

第42条 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
6. 財産目録
7. キャッシュフロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所

に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿
3. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不配分)

第46条 この法人は、剰余金の配分を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告)

第51条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第54条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時理事、代表理事及び監事)

第55条 この法人の設立時の理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 河合雅樹 関聰 門山好和

設立時代表理事 河合雅樹

設立時監事 星野覚雄

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第56条 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目9番3号

株式会社自遊人

新潟県南魚沼市六日町2250番地

株式会社関電気

新潟県南魚沼市余川89番地

株式会社雪国まいたけ

新潟県南魚沼市荒金56番地1

株式会社アクティ

新潟県南魚沼市長森1051番地

八海醸造株式会社

新潟県南魚沼市浦佐1142番地2

有限会社門山電機店

新潟県長岡市大手通二丁目2番地14

株式会社北越銀行

(法令の準拠)

第57条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

令和3年6月22日 第3条および第4条 変更
令和4年6月24日 第27条 変更

上記は、当法人の定款に相違ありません。

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構
代表理事 門山好和